

RDF 焼却・発電施設跡地活用事業に係る 募集要項

令和 7 年 1 0 月 2 7 日

桑名広域清掃事業組合事務局

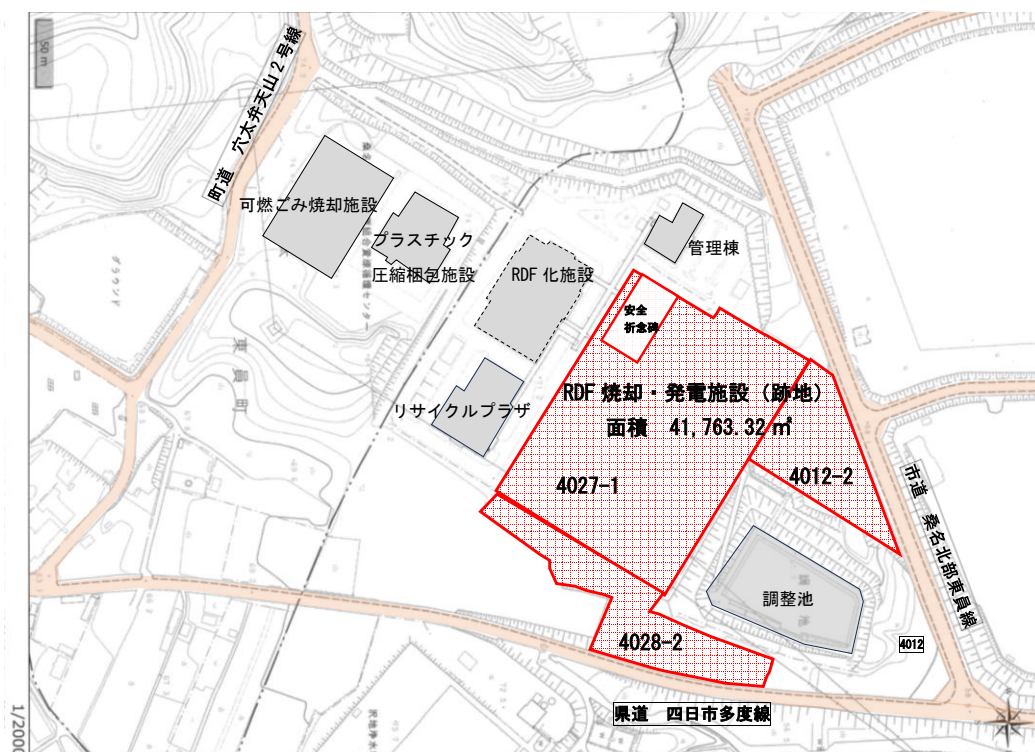
1. 目的

この要項は、桑名広域清掃事業組合事務局（以下、「組合」という。）が、RDF 焼却・発電施設跡地を将来的なごみ処理施設の建替用地として位置づけつつ、施設更新時までの土地有効活用として実施する「RDF 焼却・発電施設跡地活用事業（以下、「本事業」という。）」の事業者の募集及び選定について必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要

（1）対象土地の基本情報

① 位置図



② 土地登記簿

所在地	地番	面積	所有権
桑名市多度町 力尾字沢地	4027 番 1	27,090.48 m ²	三重県（100％）
	4012 番 2	7,663.36 m ²	桑名広域清掃事業組合（67％）、 三重県（33％）
	4028 番 2	7,009.48 m ²	
	計	41,763.32 m ²	

③ 都市計画法による制限

都市計画施設：桑名都市計画ごみ処理場(桑名広域資源循環型ごみ処理場)

地区計画：多度力尾地区地区計画

区域区分：市街化調整区域

(2) 事業のスキーム

組合は、上記(1)②に示す土地(以下、「事業用地」という。)を事業者に貸付ける。貸付けを受けた事業者は、事業用地を系統用蓄電所(以下、「活用事業」という。)として活用する。活用事業により得られた収益は事業者に帰属する。事業者は、事業期間中、事業用地の賃借料を組合に支払う。

(3) 事業期間

本事業に係る期間は、後日締結する事業契約書(以下、「本契約」という。)の締結日から25年を限度とし、事業者の提案によるものとする。なお、活用事業に必要な設備の設置及び撤去期間も含むものとする。

3. 事業実施に係る条件

(1) 脱炭素社会の推進や環境施策に資する事業とすること。また、地域の振興に資する事業とすること。

(2) 事業用地の賃貸借に関すること

- ① 事業者は事業用地を活用事業の用途以外に使用しないこと。
- ② 事業用地の賃借料は年額3,000万円以上(地域貢献や環境学習に要する費用含む)とし、事業者の提案の額とする。
- ③ 土地使用の権利譲渡または無断転貸をしないこと。
- ④ 活用事業の実施に関する地域住民等への対応については、事業者の責任において実施すること。
- ⑤ 事業用地の造成・原状復帰については、事業者の責任において実施すること。
- ⑥ 事業用地の使用に関連して、国内の全ての法令を遵守し、組合または第三者に損害を与えた場合、その損害補償の責を負うこと。
- ⑦ 事業用地は現状のまま引き渡しを行う。除草や整地が必要な場合は事業者の費用負担において事業者自ら実施すること。
- ⑧ その他必要な事項は、本契約において定めるものとする。

(3) 土地の性状、施工、付随物の取扱いに関すること

- ① 組合では、不同沈下への対応等、事業期間中の事業用地の使用に関する一切の責任を負わないものとする。
- ② 組合では地耐力調査は実施しない。施工において必要な場合は、事業者自らが実施すること。
- ③ 活用事業の施工方法については指定しない。施工においては、組合の承諾を得たうえで行うこと。
- ④ 基礎等の設置に伴う掘削に当たっては、地下埋設物に注意すること。
- ⑤ 施工中に廃棄物が露出した場合は、組合に報告、協議のもとで取扱い方法を決定する。

(4) 事業開始後に関すること

- ① 事業者は、毎月の事業実績及び年度毎の事業収支の状況を組合に報告すること。事業実績につい

ては、組合が公表することを認めること。

- ② 事業者は、組合及び構成市町の環境教育・学習等による住民等への見学に対して積極的に協力すること。
- ③ 事業者は、排水処理施設の維持管理業務等、組合が事業用地内に立ち入って行う業務に対して、支障のないように対応すること。
- ④ 事業者は、事業用地内の草刈り、剪定など、事業を実施するうえで必要となる管理を行うこと。また、隣接する道路の通行に支障がないよう管理を行うこと。
- ⑤ 事業期間終了時には、事業者は設備を撤去し、土地を原状回復したうえで返還すること。なお、組合との協議により、事業の継続を認める場合もある。
- ⑥ 災害による被災等、止むを得ず事業を途中で中止せざるを得ない場合においても、事業者は自らの費用負担により設備を撤去し、事業用地を原状回復したうえで返還すること。
- ⑦ 安全祈願用地に配慮するため、事業用地との境界部分について、必要な対策を施すこと。
- ⑧ 活用事業に関する情報発信、施設見学の場の提供など、環境学習施設としての機能を確保すること。

(5) 事業の継続が困難となった場合における措置に関すること

① 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (ア) 事業者の提供するサービスが、本契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかったときは、組合は、本契約を解除することができる。
- (イ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果本契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は、本契約を解除することができる。
- (ウ) 前2号の規定により組合が本契約を解除した場合、事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

② 組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (ア) 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、本契約を解除することができる。
- (イ) 前号の規定により事業者が契約を解除した場合、組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

③ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

(6) その他

事業の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。また、善良な管理者の注意をもって、活用事業を実施するものとする。

4. スケジュール

日 程	項 目
令和 7 年 10 月 27 日(月)	事業実施の公告（募集要項の公表）
令和 7 年 11 月 07 日(金)	現地見学会の事前申込期限
令和 7 年 11 月 10～14 日	現地見学会の実施
令和 7 年 11 月 21 日(金)	質問書提出期限
令和 7 年 12 月 05 日(金)	質問書回答期限
令和 7 年 12 月 12 日(金)	参加表明書提出期限
令和 7 年 12 月 19 日(金)	参加資格確認結果の通知
令和 7 年 12 月 26 日(金)	提案書等提出期限
令和 8 年 01 月 14 日(水)	プレゼンテーション及びヒアリング審査
令和 8 年 01 月 14 日(水)	審査結果の通知
令和 8 年 01 月 23 日(金)	審査結果の公表
令和 8 年 02 月	基本協定締結
令和 8 年 04 月以降	事業契約書締結 ※県から組合への土地所有権移転後

5. 応募資格

- (1) 応募者は、事業用地内において系統用蓄電池事業を実施することができる能力を有する法人または複数の法人で構成する連合体とする。
 - (2) 連合体で応募する場合、連合体を構成する法人の中から代表者を選定し、その代表者が応募及び事業に必要な諸手続等を一貫して担当すること。また、連合体の構成員の役割分担を明確にすること。
 - (3) 連合体で応募する場合、その構成員は、本事業に応募参加する他の連合体の構成員となることはできない。また、その構成員は、別途単独での応募参加もできない。
 - (4) 応募者は、電気事業法第 27 条の 27 第 1 項の規定による発電事業届出書を提出し、資源エネルギー庁が受領済の事業者であること。また、現在系統用蓄電池施設の稼働実績を有していること。
- なお、連合体で応募する場合、その構成員のいずれかが、電気事業法第 27 条の 27 第 1 項の規定による発電事業届出書を提出し、資源エネルギー庁が受領済の事業者であること。また、現在系統用蓄電池施設の稼働実績を有していること。

(参考)

2022 年電気事業法改正により、1 万 kW 以上の系統用蓄電池から放電する事業を「発電事業」に位置付ける。

- (5) 応募者は、次のいずれにも該当しないこと。連合体での応募の場合、その構成員の全てが次のいずれにも該当しないこと。
- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
 - (イ) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始命令がなされている者。
 - (ウ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立がなされている者又は同法附則第 2 条の規定による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立てがなされている者。
 - (エ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立をしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の開始がなされている者。（手続開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合は除く。）
 - (オ) 桑名市、木曽岬町又は東員町の入札参加者指名停止基準で定める指名停止基準に該当する者、若しくは三重県の指名停止処分を受けている期間中である者。
 - (カ) 直前 1 年間の国税及び市・町税を滞納している者。
 - (キ) 桑名市、木曽岬町又は東員町の暴力団等排除条例に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者。

6. 現地見学会の開催

- (1) 日時 令和 7 年 11 月 10～14 日 午後 1 時 30 分から
- (2) 場所 桑名広域清掃事業組合
- (3) 申込方法 現地見学を希望する場合は、「現地視察希望表【様式 1-1】」を E メールにより、令和 7 年 11 月 07 日(金)（必着）までに「18.連絡先」の【提案書等提出先】に送付すること。
E メール送信後、着信確認のため電話で連絡すること。

7. 質問書の提出及び回答

- (1) 提出期限 令和 7 年 11 月 21 日(金)（必着）
- (2) 提出方法 「質問書【様式 2-1】」を E メールにより、「18.連絡先」の【提案書等提出先】に送付すること。E メール送信後、着信確認のため電話で連絡すること。
- (3) 回答方法 回答については、令和 7 年 12 月 05 日(金)までに組合ホームページにて公開する。ただし、質問者の名称等は非公開とする。

8. 参加表明書の提出

(1) 提出期限 令和 7 年 12 月 12 日(金) (必着)

(2) 提出先 「18.連絡先」の【提案書等提出先】

(3) 提出方法 提出部数 1 部。

持参する場合は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土日・祝日を除く）

郵送の場合は、令和 7 年 12 月 12 日(金)必着とする。

(4) 提出書類

次に掲げる書類について、インデックスを付け順に左綴じで、1 冊にまとめて提出すること。

- ① 参加表明書【様式 3-1】
- ② 法人概要書【様式 3-2】
- ③ 委任状（構成員から代表者への委任）【様式 3-3】
- ④ 誓約書【様式 3-4】
- ⑤ 共同事業者構成員一覧表【様式 3-5】

【添付書類】

- ・ 定款
- ・ 法人登記履歴事項全部証明書（3 か月以内のもの）
- ・ 印鑑証明書
- ・ 納税証明書（国税及び市・町税の完納を証明するもの）
- ・ 会社案内、パンフレット等
- ・ 財務諸表（直近 3 期分の損益計算書、貸借対照表、注記表、株主資本等変動計算書）

9. 参加資格確認結果の通知

(1) 通知日 令和 7 年 12 月 19 日(金)

(2) 通知方法 参加表明書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

10. 提案書の提出

(1) 提出期限 令和 7 年 12 月 26 日(金) (必着)

(2) 提出先 「18.連絡先」の【提案書等提出先】

(3) 提出方法 提出部数 10 部

持参する場合は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土日・祝日を除く）

郵送の場合は、令和 7 年 12 月 26 日(金)必着とする。

(4) 提出書類

次に掲げる書類について、インデックスを付け順に左綴じで、1 冊にまとめて提出すること。

なお、用紙の規格は、日本産業規格 A4 版とするが、図表等で A3 版を使用する場合は、A4 版に織り込むことも可能とする。

① 企画提案書【様式 4-1】

② 関連事業実績書【様式 4-2】

発電事業届出書（資源エネルギー庁が受領済のもの）及び各事業実績を証明できる書類（契約書等）の写しを添付すること。

③ 事業用地賃借料提案書【様式 4-3】

【企画提案書の内容】

- ・ 事業概要
- ・ 事業の安定性・継続性（収支計画・資金計画、事業リスク対策、管理運営体制、関連事業実績）
- ・ 環境負荷（脱炭素効果、周辺環境への配慮）
- ・ 地域貢献（地域貢献や環境学習の取組、地元企業の育成、地域経済の貢献）

11. プレゼンテーション及びヒアリング審査

(1) 開催日 令和 8 年 1 月 14 日（水）

(2) 場所 桑名広域清掃事業組合 管理棟 2 階 情報啓発室

(3) 出席者 出席者は、3 名以内とし、説明は本事業に主に携わる予定の担当者とする。

(4) 備考

- ① プレゼンテーションについては、提出した企画提案書を使用することとし、本業務の配置技術者は、必ず出席するものとする。1 事業者につき、30 分程度（概ねプレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分以内とする。）を予定している。プレゼンテーション時に追加の資料の配布、投影等の仕様は認めない。
- ② プレゼンテーション時に使用するプロジェクター、スクリーンは、組合で準備するが、その他必要な機器で準備が難しい場合は、申し出ること。
- ③ 詳細については後日通知する。

12. 評価項目及び採点方法

- (1) 別表1「評価基準」に基づいて審査委員が採点を行い、各審査委員の採点の合計で最高得点の者を優先交渉権者とし、次に高かった者を次点交渉権者とする。
- (2) 合計評価点が、満点の7割に満たない場合は、本事業選定の対象外とする。
- (3) 最高得点の者が同点の場合は、土地賃借料の高額な者を優先交渉権者とする。

13. 審査結果の通知

審査結果は文書にて応募者全てに郵送し、組合ホームページで公開する。また、審査結果について、異議申立ては認めない。

14. 審査結果の公表

選定委員会による審査の内容は非公開とするが、優先交渉権者のみ企業名等を示し、提案概要等を組合ホームページで公表する。

15. 基本協定及び事業契約の締結

選定委員会の審査結果に基づき、優先交渉権者と事業化に向けた基本的事項を定めた基本協定を締結する。基本協定締結後、事業者において事業実施に向けた手続き等を進め、組合と事業実施に必要な事項を定めた事業契約を締結する。

ただし、契約締結までの間に当該事業者に事故等があり、契約締結が不可能となった場合は、選定委員会の定める一定基準以上の者の中で、次点交渉権者と契約について協議する。

16. 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 「5. 応募資格」の案件を満たさない場合
- (3) その他、本募集要項に定める手続き、方法等を遵守しない場合

17. 留意事項

- (1) 応募要領の承諾

応募者は提案書の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとみなす。

- (2) 提出書類の取扱い

原則として提出書類は返却しない。また、本事業以外の目的で提出書類を使用しない。

(3) 特許権等の使用

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料又は維持管理方法等を使用した結果生じた責任は応募者が負うものとする。

(4) 費用の負担

応募に関し必要な費用は応募者の負担とする。

(5) 組合が提供する資料の取扱い

組合が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(6) 複数提案の禁止

応募者は1つの提案しか行うことができない。

(7) 提出書類の変更の禁止

提出された提案書等は差し替え及び再提出することはできない。ただし、提出期限内での誤字等の軽微な修正はこの限りでない。

18. 連絡先【提案書等提出先】

〒511-0125 三重県桑名市多度町力尾字沢地 4028 番地

桑名広域清掃事業組合 業務課 (土日・祝日は除く)

担当者：佐藤正弘、川畑真砂樹

電話：0594-31-1031、 F A X：0594-31-1032、 E メール：kseisom@city.kuwana.mie.jp

別表1 「評価基準」

評価分類	評価項目	評価基準	様式	配点	小計
①事業概要	事業実施方針 事業計画スケジュール 設備の仕様等	実施方針が、本事業の趣旨に即している。また、スケジュールや設備仕様の適切性が示されていること	4-1-1	4	4
②事業の安定性・継続性に関する提案	1)収支計画・資金計画	設備の設置・撤去を含め、必要な資金が網羅されており、収支計画に支障がないこと	4-1-2	2	16
	2)事業リスク対策	事業に関し生じうるリスクに対して、適切な対策ができていること	4-1-3	6	
	3)管理運営体制	非常時を含め、適切な管理運営体制が構築されていること	4-1-4	4	
	4)関連事業実績	同種の実績があり、事業に対するノウハウを有していること	4-2	4	
③環境負荷（施策）に関する提案	1)脱炭素効果	事業による脱炭素効果が大きいこと	4-1-5	8	10
	2)周辺環境への配慮	騒音・景観・交通その他周辺環境への配慮があること	4-1-6	2	
④地域振興に関する提案	1)地域貢献や環境学習の取組	事業を通じて地域貢献や環境学習の場を提供するための優れた提案があること	4-1-7	7	10
	2)地域企業の育成、地域経済の貢献	事業実施に構成市町（桑名市、木曽岬町、東員町）の業者が参画できる。その他地域貢献に資する提案があること	4-1-8	3	
⑤提案価格	土地賃借料	各応募者のうち、最も高額な提案価格を基準とし、次の算定式により求める。 (提案価格/最も高額な提案価格) × 配点	4-3	60	60
計					100